

令和5年第3回定例会

古平町議会会議録

第3回古平町議会定例会 第1号

令和5年9月12日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第36号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第37号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第38号 古平町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第39号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 10 報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率について
- 11 報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率について
- 12 同意第8号 古平町教育委員会委員の任命について
- 13 認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 14 陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書
- 15 陳情第5号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 16 意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 17 意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君			
	2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君
	4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君
	6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君
	8番	山	口	明	生	君	9番	佐	藤	未知	時	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 成 田 昭 彦 君

副 町 長	奥 山	均 君
教 育 長	三 浦	史 洋 君
総 務 課 長	細 川	正 善 君
企 画 課 長	人 見	完 至 君
町 民 課 長	五 十 嵐	満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉	康 子 君
産 業 課 長	岩 戸	真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野	龍 治 君
会 計 管 理 者	関 口	央 昌 君
教 育 次 長	本 間	克 昭 君
町立診療所事務長	細 川	武 彦 君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	三 浦	卓 也 君
総 務 係 長	松 浦	亮 介 君
財 政 係 長	湯 浅	学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩	豊 君
議 事 係 兼 総 務 係	澁 谷	久 美 君

開会 午前 9時57分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、寶福議員及び3番、中村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る9月5日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る9月5日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月12日から9月15日までの4日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づいて取り進めるものといたします。13日は、決算特別委員会開催のため休会といたします。なお、14日の本会議は、決算特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することとします。また、恒例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。ほかの会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。それから、一問一答ですので、一度に数項目にわたっての質疑をすること、また決算でございますので、予算的な質疑にならない

ようにご留意願います。決算特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思っております。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することとします。採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。討論、採決については、例年どおり一括で行うこととします。

次に、今定例会に2件上がっております陳情でございますが、陳情第4号及び陳情第5号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものとします。

次に、系統であります北海道町村議会議長会からの意見書の議決要請がございました。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書及び国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月12日から9月15日までの4日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月12日から9月15日までの4日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和5年度8月分例月出納検査結果、令和5年第2回後志広域連合議会臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告を、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第2回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつ

きまして行政報告をさせていただきます。

まずは、恵尚会訴訟についてでございます。仙台高裁で争われていた令和4年第313号指定管理料等請求控訴事件は、令和5年1月31日に原告である医療法人恵尚会の訴えを棄却し、本町の全面勝訴の判決が言い渡されました。原告は、その判決を不服とし、同年2月10日に第2審の判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める旨の上告を行いました。しかし、最高裁は当年6月22日に原告の上告を棄却し、上告審として受理しない決定をしたところでもあります。これにより指定管理料等請求事件については、一部和解はしましたが、本町の勝訴が確定したところでもあります。令和2年から行われていた一連の恵尚会との訴訟については、全て終了したところでもあります。

次に、中心拠点再生地区整備事業についてでございます。道の駅建設工事は、8月31日現在、建設予定地背後ののり面造成工事や及び複合施設等へつながる階段工事を終えたところでもあります。今後は、10月からくい打設工事が行われる予定であるため、振動等による影響が周辺住宅に及ばないよう配慮して進めてまいります。また、旧役場庁舎跡地を道の駅の駐車場とする工事については、北海道開発局が今年度分として基層面までの工事を当初の予定どおり進め、9月8日で終えたと聞いております。

ふるびら150年広場整備工事については、10月から転落防止策の基礎工事及び大型遊具の製作発注を行う予定となっております。

恵比須小路線道路改良工事は、9月15日の工期末に向けて順調に進捗しており、工事完了後は本複合施設へのアクセスが国道229号及び町道3条通線の両方から可能となり、大幅に利便性が向上すると考えております。これによりさらなる施設の利用促進につながることを期待できます。

次に、道の駅指定管理候補者についてでございます。5月29日から7月10日の期間で実施した道の駅指定管理候補者の募集は、2者からの応募があったところでもあります。選定に当たっては、8月1日にそれぞれの業者を対象としてプロポーザルを実施し、8月7日の選定委員会で株式会社T A I S H Iに決定したところでもあります。同社は、美幌町の道の駅ぐるっとパノラマ美幌峠のリニューアルで実績があることや本町の特産品を生かした独創的な施設運営が期待できることなどを評価して決定したところでもあります。今後同社は、道の駅検討委員会に参画し、道の駅整備基本計画の実現に向けて具体的な戦略づくりや令和7年春の開業に向けての各種準備を進めていくこととなります。

表彰式についてでございます。開町記念日である9月4日、功労者等を表彰するため令和5年度古平町表彰式を挙行いたしました。今年の被表彰者4人は、7月29日に開催された表彰審議委員会で決定された方で、功労者2人については固定資産評価審査委員会委員を12年務めた方と消防団員として25年活躍された方です。功績者2人は、ともに長年にわたり障害者の自立更生支援に尽力したとして、社会貢献賞を受賞された方です。式には4人のうち2人が出席され、私から表彰状と記念品を贈呈したところでもあります。なお、併せて文化財保護の推進に寄与された法人1社に対しても感謝状を贈呈しております。

次に、死亡交通事故についてでございます。7月2日午前9時20分頃、浜町字ドロノキ1661番地8地先の道道で、町内の52歳男性の運転するオートバイが路外に逸脱し、運転手が死亡するという

痛ましい事故が発生しました。現場は右カーブとなっている場所で、後続のオートバイ運転手の話では時速約100キロで走行していたとのこと。余市警察署の現場診断でも、速度の出し過ぎとハンドル操作のミスが事故原因ではないかとのことでした。この事故により2006年1月10日から6,382日続いておりました本町の交通事故死ゼロ日の記録が途絶えてしまいましたが、関係機関や各団体と連携の上、今後はこれまで以上に交通安全の啓発活動等に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。令和5年第3回臨時会で議決をいただいた地方創生臨時交付金を活用した各事業について、その進捗状況等をご報告いたします。まず、課税世帯支援事業でございます。住民税課税世帯に1世帯当たり1万円を支給する本事業は、7月14日から支給を開始し、8月31日現在、643世帯に対して支給しております。なお、今回の事業での対象世帯は8月31日現在830世帯で、受付期限は令和6年2月末日であります。

2点目が水産加工用燃油等価格高騰対策支援事業でございます。エネルギー価格等の高騰により影響を受けている水産加工業者に従業員数に応じて10万から50万円を上限に補助する本事業は、8月31日現在、対象である全9事業者に交付したところであります。

3点目は、漁業用燃油等価格高騰対策支援事業でございます。エネルギー等の価格高騰により影響を受けている漁業者に所有漁船のトン数に応じて5万から30万円を上限に補助する本事業は、8月31日現在、28件へ交付したところであります。対象者は49件であり、申請期限は令和6年1月末日でありますので、東しゃこたん漁協と連携の上、申請漏れ等が発生しないよう進めてまいります。

4点目が農業用資材等価格高騰対策事業でございます。物価高騰等により影響を受けている農業者に法人10万円、個人事業主5万円を上限に補助する本事業は、8月31日現在、8件へ交付したところであります。対象者は9件で、申請期限は令和6年1月末日ですが、未申請の農業者1件に対しては個別に声かけをするなど、本事業の再周知を図ってまいります。

5点目がプレミアム商品券発行支援事業第2弾でございます。町民の生活支援と地域経済の活性化のため商工会が発行する商品券に対してプレミアム率30%の補助をする本事業は、8月31日に販売し、予約分も含めて即日完売したところであります。使用期限は令和6年2月末日ですので、未使用や未換金の商品券が発生しないよう期限等の周知徹底を図ってまいります。

6点目が低所得世帯支援事業低所得世帯支援枠、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯に3万円を支給する本事業は、7月6日から支給を開始し、8月31日現在、785世帯に対して支給しております。支給率は約96%、残りは30世帯余りで、受付期限は令和6年2月末日となっております。今後は個別に声かけをするなど全対象世帯へ早めに支給が完了するよう進めてまいります。

次に、医療、介護人材の確保対策についてでございます。6月17日から8月19日の期間で、社会福祉協議会が町の補助を受けて介護職員初任者研修会を実施いたしました。同研修会は介護の基礎知識を講義と実技で修得する内容であり、最終日には試験が行われました。参加した10人は全員が最終試験に合格し、ヘルパー資格を取得されました。参加者の中には研修前から既に介護現場で就業している方もおり、資格の修得によってスキルアップにつながったと思っております。また、2人の方が新たに介護の職に就き、ご活躍されているとも聞いておりますので、町としては当初の目

的を達成できたものと考えておりますが、しかし医療、介護現場では依然として人材不足が解消されていないため、町としては計画的に対策を検討してまいります。

次に、敬老会についてでございます。9月7日、老人週間の行事の一環として、令和5年度古平町敬老会を本複合施設の大ホールで挙行了いたしました。数え年101歳以上2人、100歳3人、米寿32人及び喜寿73人が出席対象で、うち13人が元気に出席してくれました。本来は数え年77歳以上の690人に案内を送付するところですが、コロナを考慮して、今年度も規模を縮小しての開催といたしました。出席者は、旧知の仲間との会話や古平町を紹介した動画を鑑賞するなど楽しんでおられ、満足されて帰宅されたのではないかと考えております。また、今回祝100歳紀寿となられるのは、港町町内会の横川幸男さん、本陣町内会の伊東ミヨさん、浜五町内会の松原サツさんの3人です。なお、大変残念ではありますが、港町町内会の本間トワさんが6月19日にご逝去をされましたので、ご家族へ弔慰金を贈らせていただいております。

次に、幼児センターの職員駐車場の確保についてでございます。幼児センターの現駐車場は、冬期間雪の堆積場所でもあることから、保護者の駐車スペースが極端に狭くなってしまい、園児を送迎する際の安全面が大変懸念されていたところでもあります。このたび徒歩1分半にある丸山町46番地1の民地が地権者の交渉の結果、無償で借りられることとなりました。同場所は約470平米の広さを有していることから、冬期間でも8台程度の駐車が可能となっております。9月中に貸借契約を締結し、今冬から職員の駐車場として使用する予定であります。

次に、幼児センターの運動会についてでございます。9月2日、幼児センターの運動会がB&G海洋センターを会場に行われました。来場者に制限をかけることなく開催するのは3年ぶりで、園児43人は保護者、来賓及び地域の方々など100人を超える来場者の温かいまなざしに囲まれながらかけっこや遊戯等に汗を流しておりました。園児は初め緊張した面持ちでありましたが、保護者などからの声援によりその緊張もほぐれ、これまで練習してきたとおりの力を存分に発揮しておりました。幼児センターの運動会については、保護者と協議の上、令和元年から天候に関係なく海洋センターで開催することとしておりますが、今年は猛暑であったことから屋内での開催を評価する声があちこちから聞こえておりました。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。令和5年秋開始接種は、これまで同様に北後志5町村による共同接種体制で実施し、9月20日から12の医療機関でスタートいたします。接種については、令和6年3月31日まで無料でオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種することができます。対象者については、国で示す初回接種が終了している全ての方で、接種をするためには最後の接種から3か月以上の経過が必要であります。しかし、秋開始接種の目的が重症化予防であること、さらには町民の皆さんが混雑を避け、スムーズに接種ができるよう7月23日までに春開始接種を終了している65歳以上の基礎疾患を有する方等へはあらかじめ接種券を送付したところであります。既に9月5日から受付を開始しております。それ以外の方はワクチンの入荷数や予防状況を勘案し、10月初旬から順次接種券の発送を予定しております。引き続き町民の皆様が感染症に対して不安を抱かないよう情報提供、感染対策及び専門職による相談業務に努めてまいります。

次に、熱中症対策についてであります。8月23日から26日までの4日間、全道域を対象とする熱中症警戒アラートが令和3年の制度開始以来初めて発令されました。町としては気温30度から35度の日が続いていたこと、暑さ指数が31以上で、最上級の危険値であったことから、防災無線で熱中症予防の呼びかけを行ったり、本複合施設内の和室を熱中症回避場所として開放したところであり、回避場所の4日間の利用者は延べ18人でした。また、6月27日に食中毒警報第1号が発令され、9月5日の第10号までに発令期間は延べ1,248時間となっております。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。町立診療所では、6月末に超音波骨量測定装置を導入したため、骨密度検査が実施可能となりました。同検査の実施は、骨粗鬆症の早期発見、早期治療につながり、町民の皆様の生活習慣病の予防や改善に寄与するものと考えております。また、8月からは来所者の要望を受け、午前中の待ち時間を緩和するため診療開始時刻を9時から8時30分へと変更いたしました。それに併せて、終了時間も来所が少なかったことを考慮して、17時に繰り上げたところでもあります。このように町立診療所は今後も地域の1次医療機関として医療サービスの向上とともに、町民ニーズに沿うように努めてまいります。

一方、介護医療院では現在17人が入所し、療養生活を送っております。7月の琴平神社例大祭の際には、浜三町内会の献酒場に約半数が集まり、家族や友人との交流、猿田彦との記念撮影を楽しんでおられました。今後も入所者が地域住民等と交流しながら療養生活を送ることができるよう引き続き環境整備やサービスの提供体制の構築に努めてまいります。

次に、ふるさと納税についてでございます。8月末のふるさと納税の状況は、寄附件数7,144件、寄附額7,991万円と微増でありました。この要因は、利用の多い寄附サイトのページを全面リニューアルしたことや新たな返礼品を追加したことであると分析しております。一方、総務省はこれまでの寄附を募集する経費は寄附額の5割以下というルールを10月からは寄附を受けた後にかかる経費も含めて5割以下に変更しました。本町では、この変更に対してふるさと納税制度の本旨を十分に理解し、適切に対応してまいりたいと考えております。さらに、寄附金がまちづくりの有効な財源となっていること、同制度が特産品を広くPRできることから、今後も最大限に活用してまいりたいと思っております。

最後に、後志管内消防指令業務の共同化についてでございます。消防指令システムは、緊急通報の受付、災害現場の特定、出動隊の編成及び消防署所への出動指令など一連の通信指令業務を支援するための重要なシステムであります。国が示す消防力の整備指針においても消防本部等に同システムの設置が求められております。現状北後志消防組合では余市消防署に同システムが導入されておりますが、各支署では未整備となっております。また、後志管内の各消防本部においては同システムの導入が懸案事項となっていたことから、令和3年度に小樽市、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合及び北後志消防組合が共同で後志管内消防指令業務の共同化に関する協議会を立ち上げ、議論を進めてきたところでもあります。その結果、羊蹄山ろく消防組合を除く3消防本部が令和8年度からの運用開始で共同化を進めることを決定したところでもあります。年内に任意協定書の調印式が執り行われることとなりました。消防指令業務の共同化は、消防内部の業務変更にとどまるだけでなく、町民にも大きく影響することであるため、今後詳細については周知を図るよう

北後志消防組合へ求めてまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめいたしましたので、後ほど御覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案2件、条例改正案2件、加入する一部事務組合の規約変更の協議1件、報告2件、人事案件1件、令和4年度各会計決算認定1件の合計9件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告を行います。

教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。令和5年古平町議会第3回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。小学校、中学校における感染症対策に関しては、5類感染症への移行後における学校での感染症対策の基本的な考え方を示した文部科学省発出、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、2023、5月8日以降の部分です、及び北海道教育委員会からの関連通知に基づいた対策を引き続き講じております。児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降は小学校、中学校とも該当はありません。

次に、学校教育活動についてです。1学期の授業参観が次のとおり行われました。6月28日、小学1、2、3年、6月30日、小学4、5、6年、7月14日、中学全学年。

小学校とも7月25日から8月17日まで24日間の夏季休業を終え、18日に始業式を行い、2学期のスタートを切っております。

中体連関係です。水泳では、6月の後志大会で古中3年、平尾歩睦さんが男子100メートル背泳ぎで優勝、全道への切符を手に入れました。7月21日から函館市で開催された北海道中学校水泳大会に出場、健闘及ばず予選敗退でした。ですが、自己記録は更新したということで、成長し続けています。

また、バドミントン部は6月の後志大会と7月の後志小樽代表決定戦を勝ち進み、団体、シングルス、ダブルス全て全道出場を果たしました。8月1日から北見市で開催の北海道中学校バドミントン大会に出場し、全道の壁厚く、3種目とも初戦敗退となりました。

8月3日、全日本吹奏楽コンクール北海道予選札幌地区大会が札幌市で開催され、古中吹奏楽部はC編成の部に出場、見事銀賞を獲得しました。3年連続の銀賞です。

今夏は全国的に猛暑に見舞われ、学校においても様々な暑さ対策を取ったところです。特に気温が上昇し、暑さ指数が上がった段階では学校においては下校時間の繰上げを行い、熱中症対策を実施しました。下校時間の繰上げ措置は次のとおりです。8月25日、小学校、12時下校、中学校、13時25分下校、8月30日、小学校、12時30分下校、8月31日、中学校、13時25分下校。

次に、小学校の教科書採択についてです。令和6年度から使用する小学校の教科書について、その前年に当たる今年8月31日までに後志管内19町村で構成する第4地区教科書採択教育委員会協議会で協議し、採択すべき教科書を決定、その後各町村教育委員会で採択することとなっております。3回の協議会と2回の調査委員会を経て8月10日に協議会で決定され、本町においては8月28日開催の教育委員会で採択いたしました。採択理由などにつきましては、教育委員会事務室で令和10年3月31日まで閲覧できるようにしており、町民の皆様には広報10月号でお知らせいたします。

次に、学校給食についてです。学校給食で提供している白米については、古平産ななつぼしを使用し、その保管管理、精米、納品を新おたる農協との間で契約しております。令和5年産米についても町内作付農家4戸と新おたる農協の理解と協力が得られましたので、古平産米の学校給食への提供が可能となりました。10月には新米として学校給食に提供する予定です。給食センターでは、引き続き衛生管理を徹底して、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習、スポーツについてです。クロール25メートル泳げない子を対象にした小学生の水泳教室を6月22、27、29日に開催、延べ57人が参加して練習しました。その結果、2人がビート板なしでクロール25メートルを泳げるようになりました。これからもチャレンジして欲しいと考えます。

高齢者教室たけなわ学級は、第3回を7月14日に開催、12人が参加して大人が楽しむ折り紙教室を実施、大きな折り紙を使ってのだるまの作成など、集中して頭を使った、難しくて疲れたけれども、面白かった、家に帰って作ってみますとの声をいただきました。続く第4回を8月24日に開催、24人が参加して町外視察研修を実施、道の駅とうべつやエスコンフィールドHOKKAIDOを見学しております。

少年少女わんぱく王国は、第3回を7月27、28日に開催、13人が参加してB&Gキャンプを行いました。夕食作りを楽しみ、夜には花火、翌朝の朝食作り、そしてプールレクで締めくくっております。感想文には、打ち上げ花火が楽しかったです、今日のスパゲッティがうまかったです、寝るときにざわざわしていたけれども、夜ぐっすり眠れて、朝に元気になりました等の声が記されておりました。続く第4回は8月26日に開催、6人が参加して町外視察研修を実施、札幌市民防災センターを見学しております。暴風体験は風がすごかった、風で吹き飛ばされたところです、椅子に座って揺れたやつが楽しかった等の感想でした。

絵本を開く楽しい体験をプレゼントする活動ブックスタート事業は、第2回を8月17日、乳幼児健診会場において実施し、1組2名に絵本を贈呈、また絵本の展示をいたしました。

さて、4年ぶり開催の古平ロードレース大会の参加申込み状況ですが、9月5日時点で999人、大人708人、子供291人となっております。

子ども第三の居場所整備事業についてです。建設工事の入札を7月6日執行し、7月12日、臨時会で請負契約の議決をいただき、同日、本契約を結んでおります。工期は、令和5年12月18日までです。また、7月21日に工事監理委託と備品購入の入札を執行しました。備品の納期は、令和6年1月19日までです。6年2月開設に向け、鋭意努力してまいります。なお、契約の相手方、金額等は議会ごとに配付する入札結果報告書でご確認願います。

古平町図書館は、昨年5月6日のオープン以来多数の来館をいただき、誠にありがとうございます。今年度実績は8月末日時点で延べ貸出者数409人、貸出冊数1,534冊、来館者数6,120人です。また、累計の図書館利用カード作成者は262人、蔵書数は1万4,191冊となっております。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣づけがされるように昨年度から始めた健幸ポイント事業については、本年度は5月1日から開始し、前回の報告から6名増えて、9月5日時点49名の方が登録し、参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第36号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第36号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第36号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明をいたします。

議案の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,713万3,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また、1ページに戻ってください。今回の補正予算では、第2条といたしまして地方債を補正いたします。

内容をご説明しますので、申し訳ございませんが、6ページを御覧ください。第2表の地方債補正でございますが、臨時財政対策債の額が確定しましたので、それに合わせて起債の金額を変更するものでございます。

以上、第1表と第2表までが地方自治法で定められた議会の議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容をご説明いたしますので、別冊の議案第36号説明資料を御覧ください。縦書きのほうの説明資料でございます。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに主な補正の内容を説明いたします。まずは、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に32万2,000円を追加し、11億4,717万1,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容としては、物品庫改修工事ということで32万2,000円を計

上させていただきます。こちらにつきましては、第2回定例会で用地購入で議決をいただいた町道3条通線の下にある坂下氏から購入した用地に建っております家を改修して、物品庫とするものでございます。イベント等で使うテント、さらには産業課で使う鳥獣のわな、さらには建設水道課で使用する建設資材等を保管するために使おうと考えており、その改修工事でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に1,006万3,000円を追加し、7億5,378万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、障害者に対する国、道からの給付費、R4年度にもらい過ぎていたため、返還するためのものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に636万3,000円を追加し、1億2,623万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、5ページ御覧ください。アリ駆除委託料ということで22万円を計上してございます。当初裾野の丸山地区に夏と秋1回ずつアリ駆除を考えてございましたが、御崎地区でも発生しましたので、その夏、秋分としてさらに22万円を追加するものでございます。

さらに、その下でございますが、コロナワクチン対策費として614万3,000円計上してございます。こちらにつきましては、令和5年の第1回定例会で9月分までのワクチン接種、補正をさせて、計上させていただきます。ここで計上した分は10月から3月分の経費でございます。なお、こちらにつきましては国の財源、国からの補助の動向がはっきりしておりませんので、今のところ取りあえず一般財源で計上しているところでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に52万5,000円を追加し、2億2,068万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、商工会飲食小売業応援スタンプラリー事業補助金ということで52万5,000円計上してございます。こちらにつきましては、令和2年から令和4年、道補助をもらって実施しておりましたが、令和5年につきましては道補助がなくなったため、町が補助するといたしました。利用者が町内の商店を巡り、町内商店に対して効果が期待できるため、補助することを決定したところでございます。

続いて、6ページ、7ページ御覧ください。9款教育費、3項中学校費、既定の予算に47万6,000円を追加し、2,881万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、中体連全道大会参加助成金47万6,000円を増額するものでございます。全道大会へ出場した部活が当初の予定よりも増え、経費が増加したため、補正させていただくものでございます。

同じく9款6項保健体育費、既定の予算に25万3,000円を追加し、4,361万2,000円とするものでございます。内容としては、修繕料で25万3,000円計上させていただきます。中島スポレク広場前の女子トイレ、便器破損いたしましたので、その修繕料でございます。

続いて、13款職員給与費、1項職員給与費、こちら財源更正でございます。後ほどご説明いたしますが、歳入で新たな国、道からの交付金が収入されることとなったため、保健師の給与の一部にその財源を充てるための財源更正でございます。

それでは、歳入をご説明しますので、2ページ、3ページに戻ってください。まず、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算に4,089万円を追加し、20億5,789万円とするものでございます。こちらにつきましては、7月に普通交付税の算定が終わりまして、令和5年度の普通交付

税が確定いたしましたので、4,089万円を追加補正させていただきます。

続きまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に159万2,000円を追加し、3億6,540万8,000円とするものでございます。内容としましては、そこに記載されている母子保健衛生費補助金、さらには子ども・子育て支援交付金、こちら保健師が中心となって進める子育て包括支援センターの準備事業としていただく補助金でございます。こちらの一部が先ほど説明した職員給与費で保健師の給与費の財源の一部となっております。

続いて、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算に33万5,000円を追加し、3,241万6,000円とするものでございます。国庫補助金と同様に子育て包括支援センターの準備事業のための補助金でございます。

続きまして、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算から3,990万円を減額し、2億5,154万4,000円とするものでございます。内容としては、財政調整基金の繰入金3,990万円を減額するものでございます。交付税が増額となったため、当初の収支不足が圧縮したというところでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に1,661万2,000円を追加し、4,595万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、北後志消防組合負担金精算還付金で1,667万3,000円、消防組合の令和4年度の負担金の金額が確定したため、精算で戻ってくる分でございます。その他収入として6万1,000円の減、これは財源調整でございます。

続いて、20款町債、1項町債、既定の予算から152万7,000円を減額し、6億7,207万3,000円とするものでございます。内容としては、臨時財政対策債、令和5年度の額が確定いたしましたので、それに伴って減額するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（工藤澄男君） 5ページの12節委託料、アリの駆除委託料とありますけれども、これ町民課長がいいのかな。初めてアリがたくさん出て、駆除してもらってから、あれから何年たちましたか。それからずっと同じようにアリがあのだというか、丸山のすぐ下の擁壁の脇にずっと出ていたのと、それからこっちの家の脇にも巣を作ったりして、あのとき大変苦労をかけたなどは思っているのですけれども、その後ずっと続いているのか、それとも最近また出てきたのか、その辺教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） アリ駆除委託料ですが、工藤議員おっしゃるとおり、丸山地区にずっと、5年ぐらい前からだと思えますけれども、5年ぐらい前が一番最初だったと思うのですけれども、発生して、駆除しております。翌年はアリが少なかったもので、一旦薬の散布を休みました。1年休んだのです。その次の年、また大量に発生しましたので、それからは継続して毎年同じ場所に、丸山地区の擁壁の辺りに薬散布しております。今回は、その先の御崎地区、御崎団地の辺りがひどくなってしまって、住宅の中ですとかごみ置いているステーションの中に大量に発生しまして、そちらのほうを追加して今年やることにしましたので、今回補正させていただいたのはいつもやっていた丸山地区に加え、御崎地区の部分で補正計上しております。

○1番（工藤澄男君） アリの出る原因とかというのは、検証したことございますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 業者さんをお願いして薬散布していただいているのですが、原因というか、発生、山なので、アリは幾らでもいますと。発生しやすい状況があるので、腐葉土ですとかで発生しやすい状況になると、あと温度も関係するというふうに聞いております。あとは、草刈りの状況ですとかにもよるといふふうに聞いていますので、草刈った後に薬まいたりして、改善はその都度、まくとやっぱり効果があるので、来年も状況を見て、業者さんが今年はいいのではないかという場合もありますし、ちょっと来年も状況見ながら、予算は計上して、状況を見て薬散布していきたいと思っています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長（堀 清君） 時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第37号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第37号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第37号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案7ページです。本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ190万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,619万6,000円とするものでございます。これは、町が直営する短期入所生活介護事業、ショートステイ元気プラザでのサービス提供において、要介護認定者等が退院から自宅に戻るまでの居場所として、ミドルステイ等を利用する方が複数名となったことにより利用実績が当

初の予算を大きく上回ることが予測されるため、増額補正するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、申し訳ありませんが、別冊の説明資料12ページ、13ページをお開きください。1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、既定の予算に190万4,000円を追加し、3,956万4,000円とするものでございます。これは、2目短期入所生活介護事業費、10節需用費ではおむつ等の衛生用品でございます。12節の委託料では、給食業務及び社協への運営委託料、これ1日1件5,000円をお支払いするものですが、運営委託料をそれぞれ実績見込みに合わせ増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、既定の予算に133万5,000円を追加し、7,623万4,000円とするものでございます。これは、短期入所の実績見込みにより介護給付費収入を増額するものです。

2項自己負担金収入、既定の予算に56万9,000円を追加し、1,780万2,000円とするもので、2節は給付費に見合った自己負担金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案38号 古平町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第38号 古平町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

別冊の説明資料を用いて説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開きください。まず、1番目として、改正の要旨でございますが、（1）番、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月7日に可決、同年6月14日に交付されたことに伴い、関係

条例に所要の改正をするものであります。

なお、本改正法の施行日については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において制令で定める日とされており、現在は未施行でございます。

(2)、国が空家等に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するための基本的な指針を改定したことに伴って、関係条例に所要の改正をするものであります。

2番、具体的な改正内容に入りますが、(1)番、現行条例で独自に設定されていた準特定空家に関する規定の削除があります。準特定空家と改正法の管理不全空き家の定義については記載のとおりであります。適用する対象が同じであることから、今後は改正法に基づく対応に統一すべきものであるため、改正するものです。

次に、(2)番、空家等対策協議会に関する規定の見直しであります。現行条例では空家等対策協議会の組織は町長及び委員10名以内をもって組織すると規定しておりましたが、国の指針が改定され、その中で市町村長本人ではなく、委任された者の参画が可能とされたことから、協議会の組織から町長を削除したものでございます。また、古平町附属機関設置条例に準じて、条例で規定する内容を整理してございます。この改正によりまして、委員の数の総数は11名、町長及び委員10名ということでしたので、11名以内だったものが総数で改正後は10名以内にするというもので、組織の役割等の変更はございません。

次に、(3)、法引用条例の改正をしております。

なお、3、施行日については、改正の要旨でも申し上げましたとおり、本改正法は未施行であります。本条例改正案の主な内容が改正法に基づく改正となっておりますので、施行日を合わせられるよう規定をしております。

具体的な条文について説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。左側の表が改正後で、右側の表は改正前であります。第2条に関しては、先ほどご説明いたしました改正内容の(1)、準特定空家に該当する改正をしております。

第7条につきましては、法引用条項の改正をしております。

第8条につきましては、改正内容(2)番、指針の改定に基づく改正、それと併せて法引用条項の改正の2つをしております。

第9条につきましては、改正内容(1)番、準特定空家に該当する部分で改正をしております。

第10条、第11条につきましては、法引用条項の改正となっております。

最後に、4ページをお開きください。こちらは、参考といたしまして今回の法改正、改正法の概要を載せてございますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番(工藤澄男君) 空き家の対策として、前にも申しましたけれども、私どもも一応何かその中に入っていたのですけれども、それは別として、この説明資料のところに、1ページ目に改正法管理不全空き家という定義がありますけれども、この不全空き家と決定するのはどなたが決定する

のでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 実際に対応につきましては、現在も同じなのですが、周辺の住民の方からの連絡等によって町のほうで確認をさせていただいて、その状態がここに該当するような状態であれば、町の職員で確認して、決定をしております。それで、状態が悪ければ所有者等に案内をするという対応になることとなります。

○1番（工藤澄男君） 先日もある方からちょっと相談受けまして、その人がたまたまそのうちに母親と一緒に入ったと。それで、その子供という形になったのですけれども、実際の息子さんや、娘さんだったかな、きちんといるのに血縁関係がない人にまで何か案内というか、そういうのが来たので、大変困っていると。それで、先日また行き会いまして、聞きましたら、弁護士さんの計らいで一切関係なくなりましたということだったのですけれども、そういう点も含めて、やっぱりもうちょっときちんと調べてやったほうがいいのかなど。そして、大抵空き家になっている方はよそのまちに住んでいる人がほとんどで、うちの町内でも、もうかなり前ですけれども、当時の総務課長がこの家は危ないから町で壊しますということで逆に来てくれて、そして壊して、その後にそのうちの持ち主の方が余市かどこかにいたので、その人と話をしたとか、そういうがあるので、もう少し分かりやすくやってもらえれば大変助かると思うのですけれども。

○企画課長（人見完至君） 1点目につきましては、推測になるのですけれども、今年町のほうで実際見て、特定空家という、法律上の特定空家に該当する物件につきまして所有者等に案内をしております。実際した方からの話ではないかなと思います。権利関係がないということで説明がありましたけれども、あくまで法律上は権利関係があるので、案内をさせていただいております。ですので、そこはうちのほうでも様々調べた上で、権利関係を確定した上で案内をさせていただいております。

それと、2つ目については、他の町村に住んでいる方が空き家多いですと。そのとおりだと思います。実際危ないケースについては、町のほうで手がけて壊したというケースは確かにあります。そのケースにつきましては、本当に危ない状態、本当に安全確保しないといけない場合の対応になります。現在でも空き家のうちの条例の中で緊急安全措置という対応が規定されておりますので、状態に応じてそういった対応も考えていかなければならないと思います。

○5番（真貝政昭君） 確認なのですけれども、一部改正の概要ということで説明されていたように、準特定空家の定義というのが削除されたということと、それから改正法の管理不全空き家の定義ということで、これからはこれ一本のみというふうになるかと思っておりますけれども、どうかということです。

それと、概要もそうなのですけれども、説明の条例の改正前と改正後なのですけれども、第8条の委員は次に挙げる者のうちから町長が委嘱するというところがあります。それで、概要で説明されていますけれども、9条の町長とほかの委員から構成されるというものから、これを削除しまして、協議会は町長が入らない形のものになると、そういうふうに変ったというふうに理解しますけれども、それでよろしいですか。

○企画課長（人見完至君） 1点目、準特定空家、それと管理不全空き家、一本化されるのかとい

うご質問ですけれども、この施行後につきましては一本化されます。

2つ目の協議会に関して町長が入るのかということなのですが、国の指針の改定があって、町長本人でなくてもいいということになっておりますので、委任された者はこの協議会の中には入る予定をしております。ただ、町長本人ではなく、委任された者を入れる予定としてございます。

○5番（真貝政昭君） もう一回聞きますけれども、第9条の町長はというところが削除されることになるのですけれども、必要な措置を取るよう助言または指導することができるということが協議会によってなされるということなのだろうと思えますけれども、この効果といいますか、それは町長がすることと協議会がすることと内容はどのように変わるかという、権限といいますか、効果といいますか、そこら辺の相違は起きないのかどうかということをお聞きします。

○企画課長（人見完至君） まず、この9条に関して、準特定空家の助言、指導に関しては、もともと協議会の審議する内容につきましては、所管する事務が空き家の計画の策定に関する事務、それと代執行に関しての事務ということで大きく2つあります。ですので、準特定空家に指定するといいますか、決定するというのは協議会を絡まないものですので、これは今までどおり町のほうで調査をした上で、今度は管理不全空き家という形になりますけれども、町のほうで決定をしていくという形になります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 古平町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第39号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第39号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第39号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

先般高齢者の医療の確保に関する法律において、一部負担金の2割負担の区分が追加されたことにより、本町の重度心身障害者の条例、医療費の条例につきましても助成の対象に加える必要が生じたので、提案させていただいております。

改正の内容としましては、説明資料のほうで説明いたします。説明資料5ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。第3条第1号から第5号、(1)から(5)まで、改正に係のない部分は略となっておりますが、助成の対象から除かれる者が規定されております。内容としましては、生活保護受給者や高所得者等を規定しております。

今回の改正は第3号エの部分で、後期高齢の負担割合に係る部分を記載しておりまして、改正前は3割負担の方に助成をする内容となっておりますが、これに2割負担の方を加える改正としております。さらに、その上段部分、第3条本文のほうは、改正前で母子家庭等の母と児童となっておりますところを文言を修正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては17ページ、18ページ、説明資料につきましては7ページでございます。一部事務組合の規約を変更する際には、地方自治法第286条第1項の規定により構成する地方公共団体の協議により定めることとなっております。また、その協議は、構成する地方公共団体の長が事前に議会の議決を経てから協議することと自治法第290条で規定されております。一部事務組合とは複

数の市町村などがある事務を共同で処理するために設立する組合で、今回の提案は職員の退職手当を共同で処理する北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更に伴うものです。古平町が加入する北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更の協議をするに当たり、事前に議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、後志広域連合が独自に職員を採用するに当たり、その職員に対する退職手当の支給に関する事務を退職手当組合で共同処理するため、新たに退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴う規約の変更となります。

それではまず、説明資料の7ページ御覧ください。退職手当組合の規約の別表で、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の表に後志広域連合を追加いたします。

次に、議案18ページ御覧ください。今ご説明した規約の変更を改め文として掲載してございます。

なお、附則で、この規約は、地方自治法286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 今までは退職手当組合のほうには後志広域連合のほうは入っていなかったのですけれども、後志広域連合で働いている方々の中で広域連合独自の職員というのは全くいなかったのかということまずお聞きします。

○企画課長（人見完至君） 後志広域連合の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在各構成されている町村からの派遣されている職員のみになっております。人数的には23名でやっております。

○5番（真貝政昭君） そしたら、それぞれの町村から派遣された職員は、それぞれの町村の職員として支出されていたと思うのですけれども、今回のように広域連合として退職手当組合に参加した場合に形としてはそれぞれの町村の取決めによって計算されたものが後志広域連合として一連の申請として退職手当組合に支出されると、そういう形になるのでしょうか、それとも後志広域連合で独自の率といいますか、数字を基に支出されることになるのか、どちらになりますか。

○総務課長（細川正善君） 今回は、まずは後志広域連合で独自に新たに職員を採用した方の退職手当を退職手当組合から支給することになります。これまでのとおり派遣をしていた職員は各市町村の職員の身分を有しますので、後志広域連合で新たに採用した方の退職手当を退職手当組合で共同処理してもらおうということになります。退職の率につきましては、退職手当組合で定めている率で支払われることになります。

○5番（真貝政昭君） 詳しくはお聞きしませんけれども、後志広域連合で今回広域連合として採用するという、その方針の目的はどのような目的でそのようなことになったのですか。

○企画課長（人見完至君） 先ほど23人の派遣職員で運営されていると説明いたしましたけれども、派遣期間についてはおおむね3年になっております。3年ごとに入れ替わっていくという形になり

ますので、なかなか事務の継続性というところが過去からネックになっていたというところで議論を進めておりました。その観点からこれから広域連合で採用する職員を来年度からまず介護保険の関係で1名採用を予定しておりまして、その後も令和8年度1名、令和10年度1名ということで、当面3名を専属といいますか、広域連合の職員として採用していく計画で進めております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 報告第3号及び日程第11 報告第4号

○議長（堀 清君） 日程第10、報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第11、報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告第3号について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率について私のほうから報告させていただきます。

議案につきましては19ページ、説明資料につきましては9ページをお開きください。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。なお、監査委員の意見につきましては21ページから23ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計、全ての特別会計について令和4年度赤字額がありませんでしたので、比率はありません。実質赤字比率と連結実質赤字比率の用語の解説につきましては説明資料の9ページの下段、それぞれの比率の算出方法につきましては10ページに記載されてございますので、後ほど御覧ください。

次に、実質公債費比率についてでございますが、説明資料の9ページ上段、一番上の表を御覧ください。令和4年度につきましては8.7%です。そのまま下段を御覧ください。この実質公債費比率は、一般会計が負担する地方債、つまり借金の元利償還金等の標準財政規模に占める割合のことで

す。古平町が自由に使える一般財源の標準規模に占める借金の割合です。これが8.7%なのですが、この比率の算出方法を説明いたしますので、1枚めくっていただいて、説明資料11ページ御覧ください。令和4年度の欄を御覧ください。まず、(1)として地方債の元利償還金、つまり令和4年度の借金の返済額は4億7,002万8,000円でした。ここ数年で一番多くなってございます。これに(2)の準元利償還金、地方債以外の負担するものを加えます。そこから(3)の償還金に充てられる公営住宅の使用料や都市計画税などの特定財源と(4)の交付税に算入された地方債の元利償還金の額をそれぞれ差し引きます。その額を(5)の標準財政規模から(4)の交付税に算入された元利償還金の額を差し引いた金額で割り返します。そうすると、単年度では8.4%となり、実質公債費比率は3か年平均ですので、8.7%となります。国のほうで示す早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%ですので、大きく下回っている状況となっております。ですけれども、計算過程で出てくる標準財政規模は交付税を大きな要素として算出しております。そこで、古平町のような小さな団体では、交付税が減れば標準財政規模が小さくなり、すぐにこの実質公債費比率が上昇してしまうため、注視しながらの財政運営が必要となるところでございます。

最後に、将来負担比率でございますが、また説明資料の9ページに戻ってください。令和4年度は、この比率はありませんでした。下段の表の将来負担比率を御覧ください。この比率、一般会計が将来負担する実質的な負担の標準財政規模に対する割合でございます。算出方法を説明しますので、説明資料12ページ御覧ください。令和4年度の欄御覧ください。(1)の将来負担額でございますが、地方債の現在高や公営企業債等の繰入れ見込み、一部事務組合等の負担見込みなど将来負担額の総計は66億9,915万8,000円となっております。ここから(2)の充当可能な基金、貯金等69億1,435万7,000円を差し引きます。それを(3)の標準財政規模から(4)の交付税に算入された額を差し引いて割り返します。将来負担額よりも充当可能な財源が上回っておりますので、今年度は計算過程でマイナスとなり、比率としては現れませんでした。国が示す早期健全化基準は350%以上です。先ほども説明したとおり、交付税の動向いかんによってはこの比率も大きく増減いたしますので、注視が必要だというところでございます。

以上でご報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 続いて、報告第4号についての報告を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) 報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。

議案25ページになります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計のそれぞれで資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

資金不足比率の結果につきましては、本紙表にて記載のとおり簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足比率の算定値につきましてはなしでございました。

なお、資金不足比率の算出方法は別冊の説明資料13ページに載せておりますので、ご参考いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） この健全化比率だとか数値を示さなければならないような仕組みになっていますけれども、見ますと、例えば基金、増えていますよね。ふるさと納税にしても、それからあんまり知られていませんけれども、備荒資金だとかありますけれども、この数字を出すに当たっては、そういう基金の額というのは全く関係ないのですね。

○総務課長（細川正善君） 基金につきましては、説明資料の12ページ、将来負担比率を計算する上で（2）の充当可能財源等に基金出てきますので、そこが関係いたします。

○3番（真貝政昭君） 今回載せられている、今説明あった部分ですけれども、充当可能基金というのは先ほど言いました備荒資金だとか、そういうのも全て含まれているということですか。

○総務課長（細川正善君） 備荒資金組合は含んではおりませんけれども、それ以外の基金につきましては含んでおります。

○5番（真貝政昭君） 今回の将来負担比率の推移というところで数字は出てこないのですけれども、数字が現れるとしたら、基金はどれくらいまで減らせばそういう結果になりますか。

○総務課長（細川正善君） 先ほどもご説明したのですが、ここ、数字が現れるか現れないかは（1）の将来負担額と（2）の充当可能財源を差引きして、今回は将来負担額のほうが充当可能財源よりも少ないため、比率として現れていないと。なので、将来負担額のほうが充当可能財源よりも多くなってしまえば、比率が現れるということでございます。

○4番（高野俊和君） ちょっと大ざっぱに聞きますけれども、今総務課長から最終的に実質公債費が8.7%ということでありましたけれども、ここにあります早期健全化基準が25、財政再生が35%ということになりますと、一般的な意味では少し余裕があるのかなという感じはしますけれども、先ほどから交付税頼みのところがありますので、その推移によってはあんまり安心もできないという話でありましたけれども、古平町、庁舎の起債をこれから戻していくと思いますし、これから150年広場、またいろんな事業が始まりますので、今後を見まして、返済金が多くなると思いますので、地方交付税が急激に減るとか、負債を返すために急激にこれが悪化するというような見通しはあるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 一概にははっきりとは申し上げることはできませんけれども、先ほどから言っているように、交付税の増減、交付税が減れば、減り方にもよりますけれども、一気に財政が苦しくなるということは十分に考えられます。

○4番（高野俊和君） それは分かります。ただ、さっきも言いましたけれども、古平町、これからいろんな事業費が増えていきますので、返す金額も大分多くなると思いますので、そのピークといいますか、これの公債費が急に悪くなるだろうという、そういう心配をしているという、そういう年はいつぐらいに若干あるかなという想像はできているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 今回決算終わって、時期が来れば、時期が来たときには議員の皆様にも公債費のシミュレーションをお示ししようと思っておりましたが、現時点では令和5年度が、今年度です、公債費償還5億弱ということで、一番のピークになります。令和6年から6、7、8と

3年間は一旦落ち着きます。それは、小学校の建設に対する公債費も終わりましたので、終わってきますので、一旦落ち着きます。ですが、庁舎の建設したときの元金の償還が始まりますので、令和9年からまた公債費5億近くまで増えていきます。そうなったときにそのときの交付税なんかが大きく影響してきますので、何回も言っているように、注視しなければいけないというのはそういうところでございます。

○議長（堀 清君） これで報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第4号 令和4年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 同意第8号

○議長（堀 清君） 日程第12、同意第8号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） ただいま上程されました同意第8号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

議案の31ページをお開きください。本件は、現在教育委員をされております白川浩一氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

それでは、白川浩一氏の主な経歴についてご説明いたします。白川氏は積丹町出身で、昭和45年に北海道立余市高等学校を卒業後、同年から美国郵便局に勤務され、平成7年に黒松内郵便局副局長、平成10年に虻田郵便局局長などを経て、平成15年、古平町郵便局局長に就任し、その後退職され、現在は無職でございます。公職歴といたしましては、平成19年10月から古平町教育委員に就任されまして、現在4期目でございます。また、古平町特別職報酬等審議会会長や古平町民生委員推薦会委員長、古平町防災会議委員などのほか、平成18年より古平福社会の評議員もされているところでございます。

白川氏は人望も厚く、高潔でかつ豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、今後の任期につきましては令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案、記以下の部分を朗読させていただきます。

任命すべき委員、住所、古平町大字浜町202番地、氏名、白川浩一、生年月日、昭和27年2月24

日生まれ、71歳でございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第8号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第13、認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計から説明願います。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定のうち一般会計についてご説明いたします。

まず初めに、決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者が地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、今回の決算書で17ページから119ページに当たります。さらには、実質収支に関する調書、厚いほうの決算書で131ページから133ページの部分です。さらには、財産に関する調書、135ページから145ページにより決算を調整し、地方公共団体の長へ出納閉鎖後3か月以内に提出しなければならないこととなっております。地方自治法233条第2項では、地方公共団体の長は提出された決算等の書類を監査委員の審査に付さなければならないと規定されており、今年でいえば8月24日から8月31日までのうちの4日間審査を受けたところでございます。また、自治法233条第3項では、地方公共団体の長は決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されておりますので、このたび議案の39ページ以降に監査委員の意見をつけてございます。さらに、地方公共団体の長は、自治法233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付すに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならないとも規定されております。それがお手元にあります薄いほうの令和4年度古平町各会計歳入歳出決算説明資料でございます。

それでは、令和4年度の決算内容を説明させていただきますが、薄いほうの決算説明資料を用いて説明いたします。厚いほうの決算書は、予算科目に合わせて決算額を目的別に列挙しただけのものでございますので、決算説明資料はその決算額を分かりやすく分析したり、過去と比較して見やすいように掲載するなど、さらには一つ一つのハード事業、ソフト事業を図表などを用いて表しておりますので、決算の特徴を理解するのは説明資料のほうがよいと思われまますので、説明資料を用いて詳しくご説明させていただきます。まず、説明資料のほうの4ページ、5ページ御覧ください。4ページ、5ページにかけまして、4ページのほうの上のほうに決算額と書かれております。今回の令和4年度の決算額でございますが、歳入が42億7,696万4,677円、歳出が40億6,600万3,161円、歳入歳出差引きが2億1,096万1,516円となっております。このうち、横の5ページの段を見てください。翌年度繰越明許費充当繰越額ということで、2億1,000万のうち3,446万6,000円につきましては、令和4年度から令和5年度に繰り越した事業に充てるための財源でございます。ですので、差引きした1億7,649万5,516円が今回の純繰越額ということになります。

それでは、続いて10ページ、11ページ御覧ください。10ページ、11ページには、ここでは歳入決算の性質別内訳を記載してございます。11ページに令和3年度の決算額と比較して載せてございますので、こちらを用いてまずご説明させていただきます。1、町税につきましては、決算額2億1,615万8,000円、対前年602万7,000円の減となっております。大きな要因としましては、法人町民税が541万7,000円の減となっております。続いて、2から9、譲与、消費税等ということで、決算額、まとめて1億264万7,000円、対前年316万4,000円の減となっております。続いて、10、地方交付税、決算額21億7,810万1,000円、対前年913万8,000円となっております。大きな要因としては、普通交付税が1,800万5,000円増となっております。国の税収、アップしてございますので、交付税の原資が増えましたから、地方への普通交付税も増えたというところでございます。続いて、11番、分担金及び負担金、決算額647万7,000円、前年よりも87万9,000円の増でございます。12、使用料、手数料、決算額4,072万4,000円、対前年と比較しますと4,710万4,000円の減となっております。こちらの要因は、その欄の一番下、その他手数料でございます。4,904万5,000円減となっておりますが、これにつきましては令和4年度から診療所会計が特別会計となったため、診療所に係る診療報酬、これまで、令和3年度までは一般会計で歳入しておりましたが、令和4年度からは特別会計に移っておりますので、その分の減でございます。続いて、13、国庫支出金、決算額5億9,286万2,000円ということで、対前年4億7,658万6,000円の減でございます。大きな要因といたしましては、国庫支出金の中段よりもちょっと上のほうに社会資本整備（都市再構築）、さらにはエネルギー構造高度化事業費補助金と書かれております。それぞれ1億9,440万、1億4,759万8,000円減となっておりますが、これはこの複合施設建設のための補助金でございましたので、複合施設が完成したために減ったというところでございます。続いて、14、道支出金、決算額2億5,747万8,000円、対前年647万5,000円の減でございます。続いて、右側のほうに移って、15、財産収入、決算額2,614万、対前年1,234万5,000円の増となっております。こちらにつきましては、財産売払い収入が対前年1,282万8,000円増えてございます。大きな要因として、道の駅の駐車場とするために旧庁舎が建っていた部分の跡地を北海道開発局へ売却した分の費用でございます。その分が財産収入で増え

てございます。続きまして、16、寄附金、決算額3億2,037万5,000円、対前年1億3,134万9,000円の減となっております。大きな要素としては、ふるさと応援寄附金がほぼ同程度減っております。続いて、17、繰入金6,675万8,000円の決算で、対前年よりも1億7,893万5,000円減となっております。大きな要因としては、コミュニティセンター基金、さらには庁舎建設基金、ふるさと応援基金、これら複合施設が完成しましたので、令和4年度には繰入れしなかったということで減っております。続いて、18、繰越金でございます。決算額1億4,085万2,000円、前年よりも1億350万4,000円増となっております。続いて、19、諸収入1億2,279万1,000円の決算、前年比較で4億1,461万円減となっております。大きな要因としては、その欄の下から2番目、二酸化炭素排出抑制対策事業費、これも複合施設建設に伴う補助金でございましたので、複合施設が完成したためにゼロとなって、その分が大きなマイナス要因となっております。続いて、20、町債、町の借金でございます。決算額2億1,112万8,000円ということで、前年比較で11億2,462万4,000円減っております。こちらも大きな要因としては複合施設が完成しましたので、それに関する建設事業債が減っております。それが大きな要因でございます。歳入決算額42億7,696万5,000円、前年比較で22億6,300万8,000円となっております。

そしたら、1ページ開いていただいて、12ページ、13ページ御覧ください。今度は、歳出決算の性質別の内訳でございます。13ページ御覧ください。1、人件費、令和4年度決算5億6,243万3,000円、対前年比較で3,157万5,000円の減となっております。こちらの大きな要因としては、その他で3,222万8,000円減になっておりますが、これは先ほどもちょっとご説明したのですが、診療所会計が一般会計から分かれて特別会計になりましたので、医師の人件費が特会に移ったために減ったというところでございます。続いて、2、物件費、決算額6億6,924万8,000円、前年比較で1億735万9,000円の減でございます。大きな減少要因としては、役務費と委託料でございます。役務費で3,105万6,000円、委託料で5,972万3,000円の減となっております。役務費のほうは、ふるさと納税が減りましたので、返礼品を送る送料が2,835万7,000円、3,105万6,000円のうち2,835万7,000円が減っております。委託料のほうも返礼品を送ったりするふるさと納税事業で3,575万9,000円、さらには包括業務委託、新たに令和4年度から契約しましたが、それが前年と比較して1,579万4,000円減っております。そちらが大きな要因となっております。続いて、3、維持補修費、決算額1億6,619万8,000円、前年比較で3,122万1,000円増えてございます。町有建物の維持管理で991万円、道路除雪費で725万2,000円、住宅維持管理費で774万8,000円が増えていると、そういうところが維持管理費が増えた要因でございます。続いて、4番、扶助費、決算額4億2,917万2,000円、前年比較で640万5,000円増となっております。続いて、5、補助費、決算額4億3,473万2,000円、前年比較で1億72万4,000円の減となっております。大きな要因といたしましては、北後志消防組合負担金が5,673万2,000円の減となっております。令和3年度に消防自動車を購入した関係で、令和4年度、その自動車購入がなかったために5,673万2,000円の減となっております。さらには、減少要因として、右側のほうの表のその他になります。1億2,939万減となっておりますが、こちらにつきましては国の交付金もらって行った住民税非課税世帯交付金で7,800万の減、さらには子育て世帯臨時特別給付金で2,600万減となっております、こういうものがこの補助費の減要因となって

ございます。続いて、6、建設事業費でございます。決算額4億7,537万3,000円、前年比較で21億1,535万1,000円減となっております。中心拠点誘導複合施設建設事業ということで、本複合施設が完成いたしましたので、その分23億6,234万8,000円と大きく減になってございます。続いて、7、公債費でございます。決算額4億7,002万8,000円、対前年比較6,090万2,000円の増となっております。借金返しが690万増えたということでございます。続いて、積立金、決算額4億2,488万1,000円、前年比較で4,867万7,000円の減となっております。続いて、11、繰出金、他会計への繰出金でございます。決算額4億3,393万8,000円、対前年比較で2,604万円の増となっております。特筆すべきところは、その真ん中辺に診療所会計とございますが、先ほどもご説明したとおり、令和4年度から診療所会計を設けておりますので、そちらに2,881万3,000円新たに繰り出ししているところがございます。歳出合計として40億6,600万3,000円、対前年23億3,311万8,000円の減となっております。

そしたら、1ページめくっていただいて、続いて15ページ御覧ください。15ページの表は、町税の徴収実績でございます。こちらの表の収入済額という欄に着目してください。一番左に現年度課税分ということで、現年度課税分の収入済額としては2億1,356万821円と。令和4年度の収納率としては99%、滞納繰越分を含めた町税総計では2億1,615万8,143円、収納率97.7%となっております。その下の表で、令和4年度で不納欠損処理状況としては、その下の表、93万4,827円を不納欠損したところでございます。

続いて、20ページ、21ページ御覧ください。20ページ、21ページは歳入歳出決算の経常、臨時収支に関する調書でございます。先ほどご説明した決算額を歳入も歳出も決算額を経常的なものなのか、臨時的なものなのかというものに分けたものでございます。まず、20ページの歳入の一番下見てください。歳入合計42億7,696万5,000円のうち常に一定の間隔で入ってくる経常的収入は28億1,909万4,000円、一時的な、臨時的な収入が14億5,787万1,000円でございます。経常的収入のうち経常的一般財源、うち一般財源①というところを御覧ください。これが23億641万4,000円でございます。続いて、21ページ、歳出の決算額40億6,600万3,000円のうち経常的な支出、常に絶対に支出しなければいけないものが23億5,916万4,000円、臨時的、一時的な支出だったものが17億683万9,000円となっております。この経常的支出のうち経常的充当一般財源が18億3,673万円ということで、②とそこに付されてございます。この①と②を使って、②割る①で経常収支比率というものを算出してございます。この経常収支比率、小さくなればなるほど財政に柔軟性がある、つまり余裕があるということでございます。前年は70.9%でございましたが、令和4年度につきましては79.6%となったところでございます。

続いて、24ページ御覧ください。24ページ、25ページは、起債の状況調書でございます。起債、令和4年度中に発行した借金の一覧でございます。一番下の下段の表で説明いたします。令和4年度に起債した額、借金をした額が2億1,112万8,000円でございます。このうち交付税措置、交付税で償還を措置してくれる交付税措置率が様々書かれておりまして、交付税措置額が1億4,734万1,000円でございます。この発行した2億1,112万8,000円のうち交付税措置額を除いた6,378万7,000円が実質の負担額ということになります。これは元金だけですので、これに利子をつけた数字が実

質の負担額ということになります。

続いて、1枚めくっていただいて、26ページ御覧ください。26ページは、債務負担行為の執行調書でございます。令和5年度以降に負担すべき、負担が決まっている金額です。公債費、借金返しとは別に既に支払わなければいけない、負担しなければいけない金額でございます。その表の令和5年度以降の支出予定額の欄を御覧ください。令和5年度以降に4億3,617万8,000円が既に負担しなければいけないものの金額でございます。

続いて、27ページ御覧ください。一般会計で負担しなければいけない借金の残高の表でございます。地方債残高調書でございます。令和3年度末の現在高としては、一番下御覧ください。52億2,361万1,000円の借金がございました。それに対して令和4年度中の増減額ということで、先ほどご説明したとおり、起債発行したのは、新たに借金したのは2億1,112万8,000円です。さらに、元金償還額ということで、返済したのが4億5,639万7,000円ということで、令和4年度末の借金の残高は49億7,834万2,000円あるという状況になってございます。

続いて、28ページ、繰出金の調書でございます。この繰出金、他会計、一般会計以外の会計への繰出金でございます。法律に基づくもの、赤字補填などを記載してございます。一番左御覧ください。令和4年度繰出金の合計が4億3,393万9,000円となっております。対前年と比較すると2,604万円増となっているところでございます。大きな要因としては6番、7番でございます。6番の介護保険サービス事業特別会計ということで、そちらの会計に2,066万2,000円、さらには診療所運営事業特別会計で2,881万3,000円繰り出しが増えてございます。この介護保険サービス事業のほうは介護医療院、診療所のほうは診療所特別会計を設けましたので、その分が増となっております。

続いて、1枚めくっていただいて、30ページ、31ページ御覧ください。こちらの表は、職員給与費目的別内訳調書ということで、一般会計と各会計で負担している正職員の給与費を表したものでございます。一番下の総計御覧ください。人数が75人、給料総額が2億8,012万6,000円、さらにその横に手当の内訳が書いておまして、31ページのBの欄で手当の計として2億80万7,000円、共済費8,600万8,000円、合計で5億6,694万1,000円となっております。

1枚めくっていただいて、33ページですが、この33ページから56ページにかけては、主要な施策に関する報告書として一般事務事業、ソフト事業を掲載してございます。古平町が行っている施設を建設するなどのハード事業以外の毎年行っているソフト事業を掲載してございます。詳しく決算額や利用者数などを表にして表しておりますので、こちらにつきましては毎年載せておりますものであることから、後ほど御覧いただきたいと思っております。

ということで、続いて57ページ見てください。この57ページから74ページにかけては、主要な施策に関する報告書のうちその他事務事業ということで、今、後ほど御覧くださいと言った一般事務事業以外のその他の事務事業について載せてございます。いろいろと決算額載せておりますので、こちらも毎年皆さんにお示ししているものでございますので、説明を割愛させていただきます。

続いて、75ページ御覧ください。主要な施策に関する報告書ということで、(3)、建設事業、ハード事業です、を載せてございます。75から106まで載せてございます。こちらにつきましては、代表的な建設事業につきましてご説明いたします。

それでは、80ページ御覧ください。80ページで、80、81には事業別建設事業費調べということで、予算科目の総務費、民生費、衛生費でそれぞれ行った建設事業の内容を載せてございます。これにつきまして、84ページ以降でそれぞれの事業について詳しく載せております。金額の大きいもの、特徴のある事業についてのみ説明させていただきます。

それでは、84ページ御覧ください。事業番号1、中心拠点誘導複合施設建設事業ということで、令和4年度決算で8,273万9,000円事業を行ってございます。本複合施設は完成したのですけれども、事業内容として、①、この複合施設の駐車場工事として5,940万、さらにはそこに書いてあるとおりなのですが、⑤番目、機器移設情報ネットワーク構築委託料として1,289万1,000円を決算額として終えたところでございます。この機器移設情報ネットワークというのは、本複合施設に移ってくるに当たってパソコン関係の構築、さらには防災無線の構築などにかけた経費でございます。このページの一番下の表を御覧ください。決算事業費内訳です。決算額8,273万9,054円のうち国補助をもらった分が3,238万5,000円、借金して行った分が3,230万円、その他持ち出し、古平町が持ち出した一般財源として1,805万4,054円、これで決算を終えたところでございます。一番下の決算事業費内訳の表は、そのようにして見ていってください。今後出てきますので、それを参考に御覧ください。

では、続いて85ページ、事業番号2、中心拠点再生整備事業ということで2億6,262万9,000円決算しております。複合施設以外の道の駅、ふるびら150年広場の整備を含めたこちら辺り中心拠点再生整備事業でございます。観光交流センター、道の駅関係といたしまして、まずは旧役場庁舎の解体工事で7,782万5,000円、さらには役場の裏に、旧役場庁舎の裏にあった石倉解体で452万1,000円、観光交流センターの設計委託で1,651万1,000円となっております。ふるびら150年広場関係では文化会館の解体工事で1億940万6,000円、さらには150年広場の設計委託で350万9,000円、それと今建設整備しておりますが、本複合施設とふるびら150年広場の間の恵比須小路線、これの改良工事で3,630万円というふうな決算になってございます。

続いて、1枚めくっていただいて、86ページ御覧ください。事業番号3、公用車購入事業ということで、決算額372万8,000円となっております。公用車を購入したものでございますが、各課共通で公務に使用できる公用車としてルーミーというものを購入してございます。そちらが158万2,900円、さらには令和5年にリースが満了となったアルファードを町長公用車として買い取りました。その決算額が214万5,000円でございます。それに対して、もともと持っていたクラウンを売却した金額が参考までに199万2,510円となっております。

続いて、87ページ、事業番号4、歌棄資料館解体事業、決算額795万3,000円でございます。建物が老朽化しており、倒壊の危険性があったことから、歌棄にあった資料館、まりんはうすの横にあった歌棄資料館を解体したものでございます。

続いて、90ページ御覧ください。事業番号7、地方創生臨時交付金事業（建設事業分）ということで、地方創生臨時交付金をもらって行った事業、令和4年度、たくさんあったのですが、そのうちの建設事業分です。決算額2,168万8,000円でございます。内容としては地域の建設事業を応援するために公営住宅の解体工事を前倒しで交付金を使って行いました。本町団地と清丘団地を解体し

たところでございます。さらに、公共施設のコロナの感染拡大防止のために幼児センターと子育て支援センターにエアコンを設置してございます。そちらが108万5,700円でございます。それと、町立診療所感染対策支援事業ということで、診療所の外にトレーラーハウスを設置いたしまして、発熱者の外来を受け付けるようにトレーラーハウスを購入したので、805万1,327円、さらには公立小中学校のオンライン学習環境整備で654万5,000円、事業を実施してございます。オンライン授業に対応するために特別教室に無線LAN環境を整備したものでございます。

続いて、93ページの事業番号10、クリーンセンターシーケンサー更新事業ということで1,166万円でございます。クリーンセンターでの施設の機器を制御する装置、シーケンサーといいますが、耐用年数10年程度だったのですけれども、古平では19年使用したために今回、令和4年度で更新した事業でございます。

続いて、99ページ御覧ください。藻場再生試験事業補助金ということで86万1,000円決算しております。東しゃこたん漁協の浅海部会へ補助したものでございますが、磯焼けの解消を目的に実施したものでございます。海藻の成分に必要な栄養分である鉄分等を供給する施肥材の埋設に要した経費、これに対して補助を行ったものでございます。

続いて、1枚めくっていただいて、100ページ、事業番号17、公園遊具更新事業でございます。決算額402万6,000円です。みどり公園にコンビネーション遊具、あけぼの公園に2連ブランコ1基を整備してございます。

続いて、101ページ、橋梁長寿命化事業ということで2,818万2,000円で決算してございます。修繕工事として冷水橋の上部、下部の補修、塗装の塗り替え等を行ってございます。冷水橋は、浜町の渋谷床屋さんの裏の橋でございます。実施設計、来年度以降やるために設計として稲荷橋、国道から歌棄地区へ入っていった一番最初の橋です。その橋の実施設計を行ってございます。

続いて、1枚めくっていただいて、102ページでございます。事業番号19、歌棄稲荷沢線道路改良事業ということで1,723万7,000円でございます。歌棄稲荷沢線ということで、先ほどもちょっと言った国道から歌棄地区へ入ったすぐのところから旅行村入口前の橋の辺りまで延長144メートルの舗装の打ち替えを行った工事でございます。

続いて、1枚めくっていただいて、104ページ御覧ください。事業番号21、第三の居場所建設事業ということで、決算額414万7,000円となっております。基本設計に93万5,000円、実施設計に321万2,000円、令和4年度で行ってございます。

続いて、107ページ御覧ください。この107ページから117ページまでは、主要な財政数値に関する報告書ということで、令和4年の決算を踏まえて古平町の財政状況についてご説明いたします。

まず、108ページ御覧ください。実質的単年度収支の推移ということで、この実質単年度収支と実質的単年度収支でございますが、その年の収入でその年の支出を賄えたかというものでございます。令和4年度の欄を御覧ください。AとBに歳入決算額、歳出決算額が記載されてございます。これは、先ほどから言った決算額でございます。差引き、Cの形式収支が2億1,096万2,000円、その下、3,446万6,000円というのが令和4年から令和5年に繰り越した事業の必要となる財源です。翌年度繰越明許費の財源です。その2つから求めたEの欄です。1億7,649万6,000円というのが実質収支

ということになります。この実質収支から、前年度繰越金あったのが1億4,085万2,000円でしたので、単年度収支としては差し引いて3,564万4,000円となります。さらに、そこに財調積立て、財政調整基金に積み立てたのが1億5,324万ございましたので、計の欄見てください。実質単年度収支としては1億8,888万4,000円となります。財政調整基金以外の基金の積立て、取崩しを考慮したNの欄が実質的単年度収支ということで、3億9,702万6,000円となっております。先ほどの午前中の財政の4指標の説明でも申したとおり、交付税次第でこの単年度収支は変化いたしますので、古平町のような交付税に頼っている財政基盤が弱いところでは、数字上だけでは一喜一憂できないという状況でございます。

続いて、その横、109ページ、一般財源の推移でございます。何にでも自由に使える一般財源なのでございますが、令和4年度25億8,767万5,000円と前年と比較いたしますと364万4,000円減となっております。この一般財源総額のうち地方交付税が21億7,810万1,000円と84%を占めてございます。自主財源である町税につきましては、2億1,615万8,000円と8.3%程度というふうになってございますので、何度も言うように、交付税次第だということをご理解ください。

続いて、112ページ御覧ください。公債費の推移でございます。こちら借金返しの推移でございます。令和4年度は4億7,002万8,000円、対前年より690万2,000円増えてございます。先ほど午前中もちょっと申したのですが、シミュレーションでは令和5年はさらにこの4億7,000万から2,200万程度増になって、4億9,200万ほど、5億弱の負担で一番大きく、近年では最も多くなっております。令和6年では一旦減少して、令和9年からは複合施設の元金の償還が始まりますので、再び増になって、5億近い返済が三、四年続くというようなシミュレーションになっておりますので、予断が許されない状況でございます。

続いて、113ページ、地方債残高及び地方債借入額の推移でございます。令和4年度の欄を御覧ください。一般会計で地方債残高49億7,834万2,000円です。簡易水道会計、下水道会計を合わせた古平町での総地方債残高が62億9,145万7,000円となっております。

続いて、114ページ御覧ください。地方交付税の推移でございます。こちら一番下の令和4年度の欄をちょっと見ていただきたいのですが、国は地方財政計画で交付税を対前年同額以上で確保しているというふうに言っておりますが、古平町では普通交付税と臨時財政対策債合わせて対前年よりも3,111万9,000円減となっております。交付税の動向には今後も注意しながらの財政運営が求められているところでございます。

続いて、116ページ、基金の推移を御覧ください。一番上の表です。基金残高でございます。令和4年度末で基金残高28億2,914万円でございます。そのうち何にでも好きに使える財政調整基金が9億1,984万円、さらには減債基金、借金返しに充てる基金が6億5,324万円、それとふるさと応援基金が8億375万2,000円というような内訳になってございます。

続いて、117ページ、ふるさと応援寄附金の状況でございます。令和4年の欄を御覧ください。寄附額、件数で2,903万7,000件、金額にして3億1,792万5,000円、年度末基金残高、先ほども言ったように、8億375万2,000円となっております。このふるさと応援基金を使いまして、用いまして令和4年度中に行った事業がその下でございます。一期倶楽部の運営助成から住宅リフォーム支援

まで、ふるさと応援基金を充当したのが1,230万あるという状況になってございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

国保会計も説明資料のほうを用いて説明いたしますので、123ページをお開きください。令和4年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、436万7,302円を残しての黒字決算となっております。

それでは、歳入のほうから説明いたします。同じくそのまま126ページをお開きください。1款1項の国民健康保険税は、決算額6,765万5,344円で、ここに記載されておりませんが、収納率につきましては92.8%、前年度より3.4ポイント上回っております。詳細につきましては、その後ろの131ページに載せてございますので、後ほど御覧ください。

3款1項他会計繰入金の決算額は4,925万1,884円で、前年度より130万円ほど増となっております。

続きまして、4款繰越金、3年度の繰越しがございますので、決算額473万911円となっております。

続いて、5款諸収入、主なものは広域連合からの健診受託収入と3年度分の後志広域連合分賦金の精算還付金となります。

続きまして、右側、歳出のほうに移りまして、1款総務費、1項総務管理費、決算額1億1,948万9,201円で、職員の人件費、それから国保加入町民の健康診断委託料、広域連合への負担金が主なものでございます。

2項の徴税费、決算額4万751円、郵便料が主な支出となっております。

3項審議会費、決算額2万4,360円、これにつきましては審議会開催に係る経費になります。

2款基金積立金、4年度についても黒字決算でしたので、200万円を積み立てております。

3款1項償還金及び還付加算金、決算額22万9,400円は、過年度に過誤納付されました保険税還付に係るものでございます。

以上で令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 国民健康保険特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料135ページをお開きください。令和4年度の歳入歳出決算は、歳入歳出差引額62万5,229円を翌年度へ繰り越しまして、決算を了しております。

歳入のほうを説明いたします。138ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料、決

算額3,532万8,900円ですが、こちら収納率で見ますと前年度と比較して現年、過年度分合わせまして1.5ポイントほどの減となっております。

3款1項一般会計繰入金、決算額2,930万2,234円、主な内容は基盤安定負担金、それと職員給与費等に係る繰入金でございます。

1つ飛ばしまして、5款諸収入、主なものは3項受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合からの健康診査業務に係る収入でございます。

続きまして、歳出のほうを説明いたします。1款総務費、総務管理費、決算額719万5,848円、職員の人件費が主な支出となっております。

2項徴税費、決算額6万2,565円につきましては、主に郵便料となっております。

2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額5,731万537円で、前年と比較しますと約200万円ほどの減となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されました過年度保険料の還付金となっております。

以上で令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 後期高齢者医療特別会計の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時07分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、簡易水道事業特別会計の説明を願います。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和4年度簡易水道事業特別会計の決算について説明いたします。

説明資料で説明します。薄いほうの冊子になります。説明資料145ページをお開きください。歳入決算額は1億3,143万7,752円で、歳出決算額は1億2,210万298円でした。歳入歳出の差引きにつきましては933万7,454円となり、翌年度へ繰り越して決算を了しております。

それでは、歳入から説明します。148ページをお開きください。148ページです。1款1項負担金37万9,300円の収入でした。

2款1項使用料9,207万889円の収入で、ここでは水道料金が収入されております。対前年増減では1,761万8,061円の増でした。主な要因としましては、新型コロナウイルスに関連した料金減免による減収が解消され、その分が料金収入としてできたからでございます。

飛ばしまして、4款1項一般会計繰入金926万6,000円の収入で、一般会計からの繰入れでございます。公債費の交付税算入相当額が繰入れされております。対前年増減では2,505万8,658円の減でした。主な要因としまして、昨年は新型コロナウイルスに関連した料金減免の減収補填がありましたが、本年はそれが皆減となったからでございます。

5 款 1 項繰越金964万2,092円の収入で、前年度決算剰余金の収入でございます。

飛ばしまして、6 款 2 項受託事業収入568万6,655円の収入で、受託工事などの収入でございます。

6 款 3 項雑入411万7,495円の収入で、配水管補償工事における補償金が主な収入でございます。

7 款 1 項町債1,020万円の収入で、公営企業会計適用化事業の財源として発行された事業債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1 款 1 項総務管理費3,407万3,368円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などを支出しております。対前年増減では1,466万8,763円の増でした。主な要因としましては、公営企業会計適用化事業における委託料の支出が主なものでございます。

2 款 1 項施設管理費2,761万4,720円の支出で、浄水場や配水管の維持管理経費を支出しております。

2 款 2 項施設整備費788万1,170円の支出で、量水器更新工事や配水管補償工事などの支出をしております。

3 款 1 項公債費1,972万9,670円の支出です。

4 款 1 項基金費2,780万円の支出で、簡易水道財政調整基金へ積み立てたものでございます。

4 款 2 項給水工事受託事業費500万1,370円の支出で、消火栓更新工事などを受託して発注する経費を支出しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下水道事業特別会計の説明を願います。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和4年度公共下水道事業特別会計の決算について説明いたします。

説明資料で説明します。説明資料157ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,183万8,344円でした。歳入歳出差引きにつきましては、ゼロでございます。

それでは、歳入から説明します。160ページをお開きください。2 款 1 項使用料3,180万1,714円の収入で、ここでは下水道使用料が収入されております。対前年増減では579万2,681円の増でした。主な要因としましては、新型コロナウイルスに関連した料金減免による減収が解消され、その分が料金として収入できたからでございます。

飛ばしまして、3 款 1 項国庫補助金243万3,750円の収入で、更新事業の財源に充てる収入でございます。

飛ばしまして、5 款 1 項一般会計繰入金1億4,593万7,074円の収入でございました。基準内繰入れで1億2,326万4,632円、基準外繰入れで赤字補填としましては2,267万2,442円となっております。対前年増減では527万8,669円の減でした。この主な要因としましては、昨年新型コロナウイルスに関連した料金減免の減収補填がありましたけれども、本年につきましてはそれが皆減となったからでございます。

飛ばしまして、8 款 1 項町債1,160万円の収入で、更新事業や公営企業会計適用化事業の財源とし

て発行された事業債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,643万9,991円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などがここで支出されております。対前年増減では974万6,022円の増でした。主な要因としまして、公営企業会計適用化事業における委託料の支出が主なものでございます。

2款1項施設費4,515万3,427円の支出で、下水道施設の整備費や維持管理経費が支出されております。施設整備の主な支出としましては、施設更新工事が支出されております。

3款1項公債費1億2,024万4,926円の支出でございました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に介護保険サービス事業特別会計の説明を願います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和4年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算説明資料を使って説明させていただきます。資料は174ページをお開きください。これは、介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり歳入歳出の総額1億5,042万9,000円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ1億4,116万8,784円となっており、執行率は93.8%となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、172、173ページをお開きください。下段に過去5年分の決算状況を記載してございますが、30年度からは一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ、決算を了しております。令和4年度におきましても単年度収支が3,165万7,524円の赤字額となり、前年度繰越金がございませんので、一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ、決算を了しております。繰り入れの額は、前年度と比較しまして2,066万1,490円の増となっております。その大きな要因は、令和3年度に介護医療院を新規に開設し、令和4年度1月よりサービス提供を開始し、3か月のサービス提供を行いました。令和4年度では通年の12か月の運営となっていることが赤字増額の大きな要因となっております。

それでは、4つの介護サービス事業の決算状況の概略を説明いたしますので、次のページ、174ページをお開きください。下段のサービス事業収支内訳、デイサービスセンターを御覧ください。こちらは、収入等2,788万1,914円に対して、歳出、社会福祉協議会の委託料等が3,443万4,298円で、655万2,384円の赤字決算となりました。前年度比17万8,019円の赤字減となりました。要因といたしましては、歳出で社協への委託料が燃料費の高騰などにより136万円増でありましたが、介護度の高い利用者が増えたため、介護報酬単価の増によりまして歳入は142万円増額になったことによるものです。

その下、2つ目の事業、ショートステイ元気プラザですが、歳入327万7,746円に対し、歳出220万6,639円で、107万1,107円の黒字で決算しております。前年度比6万2,949円の黒字増となり、ほぼ前年度と同様の内容となっております。

隣のページに移りまして、175ページ、3つ目の事業、包括支援センター、この事業は事業対象者、要支援1、2の方にケアプランを作成する事業所です。歳入318万4,800円に対し、歳出はなく、収入同額の318万4,800円の黒字で決算しております。前年度比21万800円の黒字減です。黒字の最も大きな要因は、担当者の人件費を一般会計で計上しているものでございます。こちらのほうは、ケアプランの作成と高齢者施策を兼務しておりますので、一般会計で計上しているものでございます。

その下、4つ目の事業、介護医療院海のまちクリニックでございます。歳入7,516万6,713円に対し、歳出1億452万7,847円となり、2,936万1,130円の赤字で決算しております。前年度費2,351万699円の赤字増となっております。大きな要因としましては、冒頭に述べましたが、令和3年度は1月から3か月間の運営だったのに対し、令和4年度は年度当初からの12か月間運営で、燃料費及び医材等の高騰があり、また人件費におきましても歳出の約73%となっていることも要因の一つであります。歳入の諸収入、雑入につきましては職員の給食費を徴収した分であり、道支出金131万4,000円につきましてはセンサーマットの導入及びそのマットを運用するための通信環境、Wi-Fiの整備に要するもので、いわゆる介護ロボット導入に関わる補助金でございます。

以上のことと2款の予備費については支出がありませんでしたので、歳入不足となったデイサービスセンター、介護医療院の2つの事業の赤字合計から黒字であるショートステイと包括支援センター、それと預金利息を差し引いた3,165万7,524円が単年度収支の赤字額となりました。

各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては、178ページ以降を後ほど御覧願いたいと思います。

以上で令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 介護保険サービス事業特別会計の説明が終わりました。

最後に、診療所運営事業特別会計の説明を願います。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 令和4年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料192ページをお開きください。歳入歳出決算ですが、歳入歳出それぞれ8,922万592円であり、歳入歳出差引きゼロ円で決算を了しております。

それでは、歳入からご説明いたします。196ページをお開きください。診療所運営事業を特別会計としたのは令和4年度からであるため、令和3年度の数値は入れておりません。これからお伝えいたします前年度比については、参考値として捉えていただきますようお願いいたします。1款1項保険診療収入、決算額3,643万4,038円で、こちらは国民健康保険診療報酬、社会保険診療報酬、後期高齢者診療報酬などの収入となります。前年度比約373万円の増となっております。

1款2項保険外診療収入、決算額20万9,602円で、こちらは健診や予防接種などの自費診療の収入となります。前年度比約22万2,000円の減となっております。

2款1項介護給付費収入及び2項一部負担金収入については、ともに収入はありません。

3款1項使用料、決算額1,328万3,182円で、こちらは予防接種手数料や健康診断料などの収入となります。前年度比約222万7,000円の減となっており、これは新型コロナワクチン接種者が減った

ことが主な要因であります。

3款2項手数料、決算額42万9,700円で、こちらは診断書などの文書料の収入となります。前年度比102万7,000円の増となっております。

4款1項繰入金、決算額2,881万2,684円で、主な内容は会計年度任用職員報酬や職員人件費などに係る繰入金でございます。

5款1項雑入、決算額53万8,638円で、こちらはオンライン資格確認システム整備に係る交付金42万9,000円、医療施設等物価高騰対策に対する支援金10万円が主なものであります。

6款1項道補助金、決算額951万2,748円で、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種支援に対する補助金が927万6,000円、PCR等検査無料化推進に対する補助金が23万6,748円となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費8,160万742円で、こちらは会計年度任用職員の報酬や職員人件費などが主な支出となっており、人件費で約6,448万円を支出しております。

2款1項診療費、決算額761万9,850円で、医薬材料費や臨床検査業務委託料が主な支出となっております。

3款1項予備費については支出がありません。

診療科別受診者数など詳細につきましては、198ページ以降を後ほど御覧ください。

以上で令和4年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についての説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和4年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時38分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第14、陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 国立病院の機能強化を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第15 陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第15、陳情第5号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第16 意見案第2号

○議長（堀 清君） 日程第16、意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求

める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見案第3号

○議長(堀 清君) 日程第17、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(堀 清君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

14日の本会議は、決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することにしたいと思えます。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時44分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員